

指定管理者制度運用の手引き

令和 5 年 4 月改訂版

総務部行政改革推進室

目 次

I 指定管理者制度の概要	-----	1
1 公の施設とは	-----	1
2 法改正の内容	-----	1
3 管理委託制度と指定管理者制度	-----	1
4 指定管理者の行使できる権限の範囲	-----	2
5 指定管理者の「指定」の性格	-----	2
6 利用料金制度	-----	2
II 指定管理者制度導入に向けた取組	-----	4
1 基本的考え方	-----	4
2 条例・規則の制定・改正	-----	4
3 導入状況	-----	4
4 今後の取組	-----	4
III 指定管理制度運用の具体的な手続	-----	5
○指定替えの標準的なスケジュール	-----	5
1 募集に関する事項	-----	6
(1) 公募の原則	-----	6
(2) 非公募	-----	6
(3) 応募資格	-----	7
(4) 申請書類	-----	8
(5) 募集要項の作成	-----	9
(6) 公募の実施	-----	9
(7) 指定期間	-----	1 1
(8) 指定管理料	-----	1 1
(9) 利用料金	-----	1 3
2 選定に関する事項	-----	1 3
(1) 選定委員会の設置	-----	1 3
(2) 選定基準・配点	-----	1 3
(3) 選定手順	-----	1 5

(4) 選定結果の公表	-----	1 7
(5) 指定管理者の指定	-----	1 7
3 協定に関する事項	-----	1 7
(1) 協定の締結	-----	1 7
(2) 包括協定	-----	1 8
(3) 年度協定	-----	1 8
 IV 適正な管理運営の確保	-----	2 0
○適正な管理運営の確保に向けたスキーム	-----	2 0
1 指定管理者による適正な管理運営の実施	-----	2 1
(1) 不当な利用拒否・差別的取扱いの禁止	-----	2 1
(2) 第三者への委託	-----	2 1
(3) 個人情報の適切な取扱い	-----	2 1
(4) 利用者に損害を与えた場合の責任の所在	-----	2 2
(5) 審査請求	-----	2 2
2 指定管理者に対する指導監督等	-----	2 3
(1) 指定管理者に対する指導監督	-----	2 3
(2) 利用者アンケート調査の実施	-----	2 5
3 管理運営業務の実施状況の点検	-----	2 5
(1) 指定管理者による実施状況の点検	-----	2 6
(2) 県による実施状況の点検	-----	2 6
(3) 点検結果の活用	-----	2 6
(4) 点検結果の公表	-----	2 7
(5) 実施状況の点検の円滑な実施	-----	2 7
○実施状況の点検の視点	-----	2 8

参考資料

I 指定管理者制度の概要

1 公の施設とは

地方自治法では、地方公共団体の多数の住民が利用し、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービスを提供する施設を、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」すなわち「公の施設」として定義し、その設置、運営に必要な事項を第244条から第244条の4までにおいて定めている。具体的には、公園、運動場、道路、学校、図書館、公民館、文化会館、美術館、病院、公営住宅、保育所などの施設が該当するが、試験研究所、留置場、競輪場、競馬場など、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないもの、利用に供する目的が直接住民の福祉を増進するものでないものは、該当しない。

2 法改正の内容

平成15年9月の「地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)」の施行により、公の施設の管理を、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限って委託できるとした管理委託制度が廃止され、これらの団体に加え幅広く民間事業者を含んだ地方公共団体が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が管理を代行する「指定管理者制度」が創設され、この改正により、公の施設は、指定管理者制度又は直営で管理することになった。

3 管理委託制度と指定管理者制度

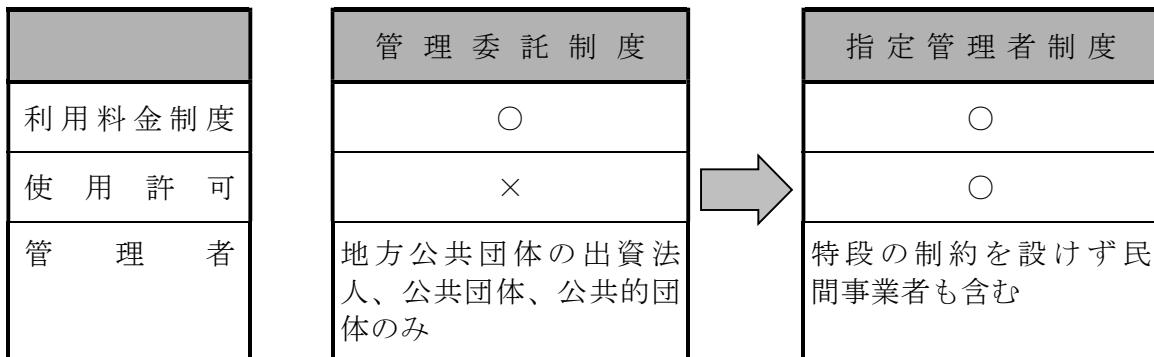
従来の管理委託制度では、当該公の施設の管理権限及び責任は、設置者たる地方公共団体が有することから、利用料金制度※は認められていても、行政処分に該当する使用許可等は委託できなかった。また、管理受託者になり得る者も、政令で定める地方公共団体の出資法人や、公共団体、公共的団体に限定されていた。

※ 利用料金制度：公の施設の利用に係る料金を、管理者が自らの収入として收受する制度

一方、指定管理者制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、指定管理者は、利用料金制度のほか行政処分に該当する使用許可も行うことができる。

この場合、設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使 자체は行わず、指定管理者の管理権限の行使について設置者としての責任を果たす立場から、必要に応じて指示等を行い、指示に従わない場合等には指定の取り消し等を行うことができるとしている。また、指定管理者となるものについても特段の制約を設げず、民間事業者も指定管理者となれるものとしている。

指定管理者は、「法人その他の団体」と法に定められているので、個人を指定することはできないが、団体であれば法人格は必ずしも必要ではない。



4 指定管理者の行使できる権限の範囲

地方公共団体の長は、条例で定めるところにより、行政処分に該当する使用許可についても管理権限の一環として指定管理者に行わせることができる。ただし、使用料の強制徴収（第231条の3）、審査請求に対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできない。（「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年総行行第87号。以下「国通知」という。）第2-1-(2)参照）

5 指定管理者の「指定」の性格

指定管理者の指定は、行政処分の一種であり、「契約」ではない。したがって、地方自治法第234条の契約に関する規定の適用はなく、同条に規定する「入札」の対象とはならない。

また、指定管理者による公の施設の管理は、当該地方公共団体に代わって行うものであって、地方公共団体と指定管理者とが取引関係に立つ（指定管理者の提供するサービスを地方公共団体が買い上げる）ものではないため、いわゆる「請負」には当たらないと解されている。

管理業務の実施に当たっての細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとなるので、その場合には両者の間で「協定」等を締結することが適当である。（国通知第2-2-(3)参照）

6 利用料金制度

指定管理者制度においても、従前の管理委託制度の場合と同じように、地方公共団体が適当と認めるときは、利用料金を指定管理者の収入として收受させることができ（第244条の2第8項）、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、地方公共団体の承認を受けて指定管理者

が定めるものとされている。（第244条の2第9項）（国通知第2-2-(2)）

したがって、指定管理者が管理を行うために必要な経費は、

- ① すべて利用料金で賄う
- ② すべて設置者である地方公共団体からの支出金で賄う
- ③ 一部を地方公共団体からの支出金で、残りを利用料金で賄う

という3つの方法が考えられる。

II 指定管理者制度導入に向けた取組

1 基本的考え方

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減などを図るものであり、本県では、その導入に積極的に取り組むこととする。

同時に、新設施設への制度導入や導入施設における指定替えに当たっては、県が設置する「公の施設」としての意義、目的等を再度検討した上で、県施設としての必要性を判断することとし、将来にわたり県が設置する意義が低い施設については、施設の廃止や譲渡を行うなど、管理運営の在り方についても併せて検討する。

2 条例・規則の制定・改正

本県では、指定管理者制度の導入に当たり、地方自治法第244条の2第3項及び第4項において条例で規定することとされている事項（指定の手続、管理の基準、業務の範囲など）について、各個別の公の施設の設置条例において規定することとしており、制度導入を行う施設ごとに、関係条例について所要の改正等を行っている。

また、「指定管理者の指定の申請等に関する規則」（平成17年岡山県規則第134号）及び「指定管理者の指定の申請等に関する規則」（平成17年岡山県教育委員会規則第23号）を制定し、指定管理者の公募、指定の申請及び事業報告書の提出などについて、所要の手続事項を定めている。

3 導入状況

本県では、平成17年度から新設の5施設について指定管理者制度を導入し、平成18年4月からは、従来管理委託を行っていた97施設について一斉に指定管理者制度に移行するとともに、平成19年4月からは直営の6施設、平成20年4月からは同4施設について制度の導入を進めてきた。

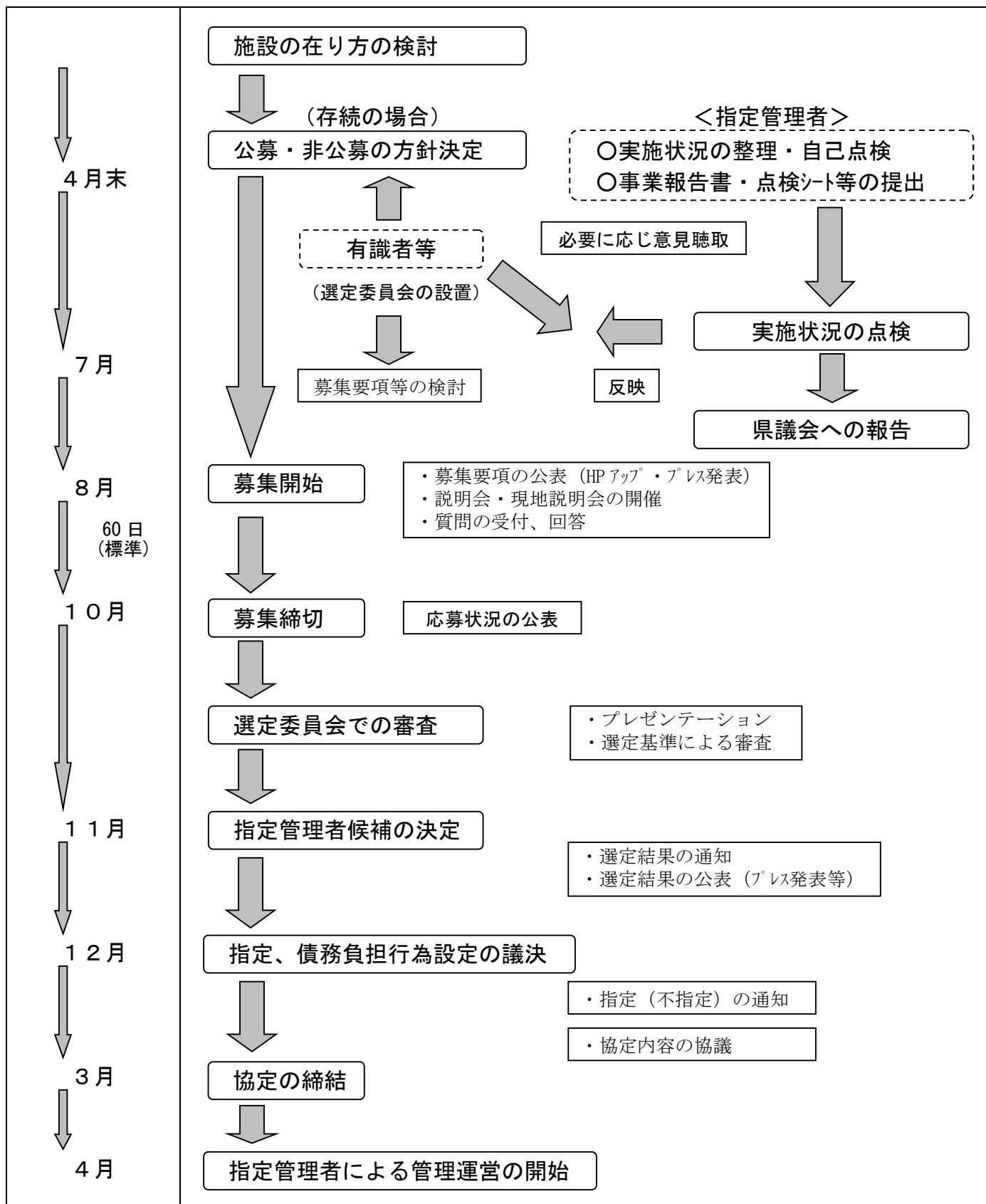
また、平成20年度には、財政構造改革プランによる公の施設の見直しを行い、施設の在り方について再検討し、廃止・譲渡等を行ったところであり、令和5年4月1日現在で70施設において指定管理者制度を導入しているところである。

4 今後の取組

既に指定管理者制度へ移行した施設については、指定期間満了に伴う指定替えの手續を適切に行うとともに、公の施設の管理運営の在り方について不断の検証を行う中で、制度導入に意義のあるものについては、積極的に導入を図っていく。

III 指定管理者制度運用の具体的な手続

○指定替えの標準的なスケジュール



1 募集に関する事項

(1) 公募の原則

指定管理者の選定に当たっては、公募を原則とした上で、個別施設ごとに次に掲げる考え方を適用し、いずれの場合も施設設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認めたものを議会の議決を経て指定管理者として指定する。

- ① 民間企業が既に事業展開している分野で、民間のノウハウを導入することにより住民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる民間企業等を広く公募の上、選定する。
- ② 施設の管理を包括的に委ね、施設の有する機能を活用してソフト事業を実施し、又は特定の者にサービスを提供する施設については、特定の条件を付し公募の上、選定する。

(2) 非公募

上記のとおり、制度導入の趣旨から、指定管理者は公募により決定することを原則とするが、以下に掲げる事由に該当する場合は、公募によらず指定することができることとする。

- ① 公募を実施したが申請がなかったとき、又は審査の結果指定管理候補者となるべき団体等がなかったとき。
- ② 候補者として選定した団体等を指定することができなくなったとき、又は指定を取り消したとき。
- ③ 施設の廃止又は譲渡の方向性が決まっているとき。
- ④ 施設の設置目的や形態、提供するサービスの内容等を考慮し、特に必要があると認められるとき。

(例)

- ・地元市町村との施策の連携のため、市町村等を指定することで施設の効用が最大限発揮される場合
- ・当該公の施設を整備したPFI事業者に管理を行わせる場合
- ・他施設との一体的な管理運営が必要又は効率的であることから、他施設の管理者に管理を行わせる場合
- ・その他公募しないことに合理的な理由がある場合

上記④に該当し公募によらず指定しようとする場合にあっては、あらかじめ、必要に応じ、その適否について、外部有識者の意見を聴取することとする。

(3) 応募資格

① 共通項目

各施設に共通する応募資格は、次のとおりである。

＜募集要項における応募資格（共通項目）記載例＞

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

- ① 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- ② 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 岡山県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあっては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- ③ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 複数の法人等での共同応募

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

- ① グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、指定申請の際にグループを構成したことを証する書面を提出すること。
この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることを要件とする。
- ② 当該グループの全構成員が、（1）の応募資格を有する必要があること。※注
- ③ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできないこと。
- ④ 応募に関する事務は、すべて代表となる法人等の代表を通じて行うこと。
また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

※ 注)

(1) の①の要件については、施設内での事故など緊急事態等に対して即時に適切な対応ができるることを確保するため設けているものであることにかんがみ、当該グループの代表となる法人等（代表団体）が要件を充たしている場合など、施設が提供するサービス内容や施設・設備の内容等から、当該グループの構成員の一部が当該条件を充たしていない場合であっても、前記した要件設定の趣旨を損なわないと判断される場合には、必ずしも構成員全員に課す必要はないこととする。

② 個別項目

各施設が提供するサービス内容や設備等の内容などを勘案し、必要に応じて、次のような項目を上記の共通項目に加え、応募資格として設定することとする。

なお、個別項目の設定に当たっては、応募資格を有する者が特定の事業者に限定され、結果として競争性を阻害することとならないよう、十分留意するとともに、その内容について、あらかじめ、総務部に協議を行い、調整を了することとする。

＜個別項目例＞

- ア 同種の施設における管理実績など、各施設が提供するサービス内容に関する、一定の実績を有する者であること。
- イ 社会福祉士、社会教育主事など一定の資格を有する者を配置することができる者であること。
- ウ 一定額の保証金をあらかじめ県に納入できる者であること。

(4) 申請書類

応募する法人等は、「指定管理者の指定の申請等に関する規則」により、次の書類を提出しなければならないこととしている。

- ① 指定管理者指定申請書（同規則に規定する様式。事業計画書を含む。）
- ② 施設の管理に係る収支予算書
- ③ 法人等の事業計画書及び収支予算書
- ④ 法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録
- ⑤ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑥ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- ⑦ 役員の名簿
- ⑧ 知事が必要と認める書類 ※

※ 複数の法人等での共同応募にあっては、「コンソーシアム設立に係る協定書(写)」（標準例：参考資料P21）の提出を求めることがある。

また、「欠格事由に該当しない旨の申立書」（参考資料P2）、「（岡山県暴力団排除条例に関連した）誓約書」（参考資料P3）、「岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあっては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）の完納証明書」及び「税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書」を提出させるとともに、応募資格や各施設が提供するサービス内容等を踏まえ、必要に応じ、次のような書類の追加提出を求めることがある。

- ① 有資格者の名簿（一定の資格を求める場合）
- ② 特定業務に係る実績内容を証する書類
- ③ 金融機関が発行する残高証明書 等

(5) 募集要項の作成

公募に当たっては、前記の応募資格のほか次のような項目を盛り込んだ募集要項を作成し、公表することとする。

- a 施設の概要
- b 指定管理者が行う管理の基準
- c 指定管理者が行う業務の範囲
- d 指定管理者の指定の期間
- e 指定管理料及び利用料金に関する事項
- f 応募資格
- g 指定の申請の方法（説明会の開催、申請スケジュール、提出書類等）
- h 指定管理者の審査基準及び配点
- i 指定管理者の選定スケジュール（選定委員会の設置、開催日程、プレゼンテーション実施の有無、選定結果の通知方法など）
- j 協定書の締結
- k 管理継続が困難となった場合の措置
- l リスク分担に関する事項

※ 「c 指定管理者が行う業務の範囲」には、原則として、利用者アンケート調査の実施及び岡山県エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取り組みを講じることを加える。

(6) 公募の実施

① 応募促進の取組

公募に当たっては、次の内容を参考に、応募促進に向けた各種取組を進めることとする。

ア 広報・情報提供

年度当初に、当該年度において指定替え等を行う施設の情報をホームページで公表するなど、早い段階から、積極的な広報・情報提供に努める。

イ 説明会の在り方

募集期間中に行う事業者を対象とした説明会については、複数回の開催のほか、現地・施設の見学希望への随時対応など、事業者サイドにとって、より効果的、有益な説明会となるよう努める。

ウ 参入メリット

募集条件の設定に当たっては、各施設の状況等を踏まえつつ、利用料金制の採用や指定管理料の精算方法など、事業者のインセンティブにも配慮した上で、具体的な検討を行う。この場合においては、必要に応じ、現行の指定管理者をはじめ、事業者サイドの意向聴取を行うことも検討する。

② 公募期間

公募期間については、**60日**を標準的な期間とする。なお、応募促進や提案内容の充実の観点から、各施設ごとに、全体のスケジュールの中で、標準期間の延長等を行うことも可能とする。

③ 公募の手続

ア 公募の公告

公募を行うに当たっては、「指定管理者の指定の申請等に関する規則」により、次の事項を公告しなければならない。

- a 施設の概要
- b 指定管理者が行う管理の基準
- c 指定管理者が行う業務の範囲
- d 指定管理者の指定の期間
- e 管理運営費及び利用料金に関する事項
- f 応募資格
- g 指定の申請の方法
- h 指定管理者の審査基準
- i その他

イ 募集要項の公表等

前記の公告と同時に、次の書類のホームページへのアップやプレス発表などを行い、事業者からの提案の募集を行うこととする。

この際、事業者が十分な検討を行うことができるよう、施設の管理運営状況について、できる限り詳細な情報の公表に努める。

特に、制度導入施設における指定替えにおいては、新規参入の事業者との公平性を確保するため、現行の指定管理者に対して、詳細な情報の開示を求めることとする。

また、指定管理者の情報開示を担保するため、今後締結する協定書においては、情報開示に関する協力義務を盛り込むこととする。

- a 募集要項
- b 業務仕様書
- c 管理運営状況の分かる資料
- d 指定申請書など各種様式

(4) 応募状況の公表

公募期間が満了した後、応募状況をホームページで公表することとする。公表する内容は、各施設ごとに、団体の名称、所在地とする。

(5) 応募がなかった場合等の対応

公募期間内に応募がなかった場合又は選定の結果、指定管理者として選定すべき団体がなかった場合には、各施設の状況等を踏まえ、次のいずれかにより対応する。なお、現行の各施設の設置管理条例の規定から、直営に移行するためには、条例改正が必要となる。

ア 再募集の実施

募集条件等を再度検討した上で、再度の募集を行う。

イ 非公募による指定

応募資格を充たす特定の法人等と個別に協議を行い、非公募で指定管理者を指定する。

(7) 指定期間

指定期間は、**5年**を原則とする。

(8) 指定管理料

指定管理料については、次の手順により算定等を行うこととする。

また、指定管理料については、制度導入の趣旨からも、原則として、精算行為は行わず、指定管理料の増減も行わないこととする。

ただし、収支決算の結果生じた剰余金の取扱いについては、あらかじめ、協定書においてその一部を県に納入させることを義務付けるなど、指定管理者が過度の収益を得ることのないよう、過去の管理実績等を踏まえつつ、その取扱いについて慎重な検討を行うこととする。

※ 市町村を非公募で指定している施設など、施設の性格や設置の経緯などから、利用料金収入等を控除した部分の経費を県が負担する必要がある場合にあっては、指定管理料について精算を行うこととする。

※ 非公募での指定など、指定管理料の決定において競争性が働きにくい場合には、指定管理者の積算内容について、類似施設との比較や指定管理者の発注契約が競争方式を前提としたものかなどの観点から、より厳重なチェックを行うこととする。

<剩余金の算定方法例>

剩余金の算定方法としては、剩余金の一定割合を県へ納付する方法のほか、次のような方法が想定される。

○定額バージョン

(県への納入金)

第〇〇条 乙は、〇〇〇〇の管理運営経費を負担するとともに、総額〇〇億円（消費税額及び地方消費税の額〇〇円を含む。）を甲に納入することとする。

○基礎額バージョン

(県への納入金)

第〇〇条 乙は、毎年度ごとに、基準納入額（仕様書に定める額）及び追加納入額（予定剩余金（指定申請時に提出のあった収支予算書の収入と支出の差額。次項において同じ。）のうち基準納入額を上回る額の2分の1の額）の合算額を甲に納入することとする。

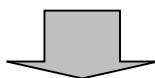
2 乙は、毎年度ごとの決算剩余金（利用料金等収入額から管理運営費等を控除した額）が、予定剩余金を超える場合、当該超える額の2分の1の額を、前項の合算額に加え、甲に納入することとする。

[指定管理料の決定の流れ]

① 指定管理料の上限額の算定

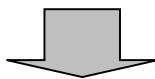
- ・過去の管理実績や利用料金収入との関係のほか、類似施設の経営情報なども考慮し、財政課と協議の上、指定期間中の各年度ごとの上限額を算定する。

※ この場合の「上限額」は、事業者が提案内容を検討する際の目安として提示するものであり、県として、将来的な債務の負担を予定することになるものではない。



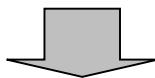
② 募集要項での明示

- ・あらかじめ、募集要項において、指定期間中の各年度ごとの上限額を明示。
- ・同時に、各年度ごとの指定管理料は、当該上限額の範囲内で、指定管理者の提案内容や管理実績などを踏まえ、各年度ごとに決定する旨を明示。



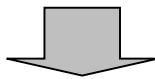
③ 指定管理者との協議

- ・初年度の指定管理料の額・支払い方法、精算方法等について、指定管理者と協議し決定する。



④ 年度協定の締結

- ・指定管理者との協議結果を踏まえ、年度協定を締結する。



⑤ 各年度ごとの協議

- ・各年度の指定管理料について、前年度の管理実績等を踏まえ、指定管理者と協議し決定する。

(9) 利用料金

指定管理者の自主的、自立的経営の実現や主体性を持った施設運営の促進、さらには会計事務の効率化を図る観点から、各施設の状況等を踏まえ、利用料金制度の導入を検討することとする。

利用料金制度を採用する施設については、募集要項において、利用料金の帰属、料金の設定方法等を記載するとともに、利用料金の設定額、収入見込額などを、事業者から提案させることとする。

また、利用料金の額は、各施設の設置条例において、一定の範囲内で各指定管理者が知事の承認を得て定めることとなっており、その承認に当たっては、事業者からの提案額や各施設の状況等を踏まえ慎重に検討することとする。

2 選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

① 委員の構成等

公募による指定管理者候補の選定に当たっては、選定委員会を設置することとする。この委員会は、原則として、5名以上の外部の委員で構成することとする。なお、施設の特性等から、特に県職員を委員に加える必要がある場合には、1名に限り県職員を委員として参加させることとする。この場合にあっては、県職員を委員長に選任しないこととする。

外部の委員については、大学研究者、弁護士、公認会計士、税理士、建築士のほか、各施設が提供するサービス内容等に応じた専門家などから人選することとする。特に、指定管理業務に係る財務規模が大きい施設については、原則として、公認会計士や税理士などの財務の専門家を加えることとする。

また、設置単位については、効率的な運営に資する上から、原則として、各部局単位での設置を検討することとする。

なお、指定管理者候補の選定後、委員の役職、氏名、審査結果等を公表することとなるので、あらかじめその旨を説明し、各委員の了解を得ることとする。

② 委員の除斥

委員は、申請のあった法人等の役員となるなど利害関係を有する場合には、当該施設の指定管理者候補選定の審査に参加することはできない。なお、利害関係の有無については、各選定委員会において判断する。

(2) 選定基準・配点

公募を行うに当たっては、指定管理者候補の選定を行う際の選定基準・配点を定め、募集要項において、あらかじめ明らかにしておくこととする。

① 基本的な考え方

選定基準については、各施設の設置管理条例において規定する、指定管理者が充たすべき基準ごとに、具体的に設定することとし、施設ごとの設置目的に対応したより細やかな項目となるよう努めることとする。

また、配点の設定に当たっては、サービス向上と経費節減のバランスに十分配慮するとともに、各選定委員が付けた素点の合計値をもって採点する方式と、項目ごとにウエイトを付け、各選定委員の素点に一定の数値を乗じた点数をもって採点する方式のいずれかを、各施設の状況等に応じて、指定管理者に求める基準が、より選定結果に反映できるよう、選択することとする。

② 標準的な選定基準

各施設に共通する標準的な選定基準は、次のとおりとする。

[選定基準等の例]

条例に規定する基準	項目	審査の視点
利用者の平等な利用を確保することができるものであること。	・管理運営の基本方針	・公の施設としての設置目的への理解 ・県の管理運営方針との整合性
施設の機能を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること。	・サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	・サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果 ・利用促進に向けた方策 ・利用者ニーズの把握と管理運営への反映の各方策 ・専門職など職員の配置計画
	・危機管理に関する取組	・災害等緊急時の対応 ・事故防止の取組や事故発生時の対応（施設の安全点検計画の策定など） ・個人情報の保護 ・秘密漏洩防止・情報管理への対応 ・利用者からの苦情等への対応
	・効率的な管理運営に関する取組	・指定管理料の要望額 ・収支計画の妥当性、実現の可能性 ・効率的な維持管理計画
事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。	・申請者の管理運営体制	・組織体制 ・類似施設の管理実績
	・法令等の遵守状況	・労働法令その他の関係法令等についての監督官庁からの指導等の状況
	・申請者の経理的基礎	・申請者の経営状況、財務体質、事業実績
	・申請者の技術的能力	・施設管理に係る技術的能力（専門職員や専門技術の保有状況）

③ 社会貢献等に関する選定基準

上記の標準的な選定基準や各施設の特性等に応じた選定基準のほか、次のような各種施策への協力・貢献の状況を選定基準として付加することも可能とする。ただし、その配点に当たっては、これらの選定基準が、あくまでも加点項目として位置付けられるべきものであることに十分配慮し、他の項目の配点との均衡を失すことのないよう留意することとする。

- a 障害者の雇用状況
- b 男女共同参画に関する取組状況
- c ISOなど環境政策への取組状況

(3) 選定手順

指定管理者候補の選定は、次により行うこととする。

① 資格審査

各施設担当課において、申請者の資格審査を行う。資格がないと認めた者に対しては、その旨及び選定委員会での審査を行わないことを通知する。

この場合において、暴力団等に係る要件については、「岡山県の事務事業から暴力団等を排除する措置のための指針」に基づき、所定の様式により県警察本部への照会を行うこととする。

② 申請者によるプレゼンテーション

選定委員会の各委員にできる限り詳細な情報を提供する観点からも、審査に当たっては、原則として、各申請者からの公開によるプレゼンテーションの機会を設けることとする。

③ 選定委員会による審査

あらかじめ定めた選定基準により、各申請者の事業計画について審査を行うこととする。審査内容に客觀性を持たせるため、原則として、各委員が付けた得点の合計点が最高の者をもって指定管理者候補とする。

ただし、県として求めるサービス水準を確保するため、上記の標準的な選定基準のうち「管理運営の基本方針」に係る項目に一定の審査基準を設け、この基準に達しない場合には、選定委員会において2次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成できないと判断した場合は失格とする。なお、審査基準の内容は、次のとおりとし、あらかじめ募集要項に明記することとする。

<2次審査を行う場合の一定の審査基準>

「管理運営の基本方針」に係る項目について、各選定委員の採点の合計点が満点の6割以上であること

※6割未満であった場合には、選定委員会において2次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成できないと判断した場合は失格とする。

なお、選定委員会の審査は、その審査過程において事業活動情報を取り扱うことや委員の率直な意見交換を確保するため、非公開にて行うこととするが、主な意見や質疑など議事の概要は、匿名性を確保した上で分かりやすくまとめ、ホームページで公表することとする。

④ 指定管理者候補の決定

県として、選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補の決定を行う。
なお、指定管理者候補の公表に当たっては、審査結果を併せて公表することとする。

⑤ 指定の議決、債務負担行為の設定

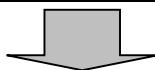
上記手続により決定した指定管理者候補について、直近の県議会に、指定管理者として指定する議案（参考資料 P10）を提出し、議決を得る。

また、指定期間が複数年度に及ぶ場合には、県の負担する管理経費について、必要に応じ、債務負担行為を設定する。

[選定から指定までの基本的な流れ]

① 資格審査

- 各施設担当課において、申請書の受理後、資格審査を行う。



② 選定委員会による審査

- 審査に当たっては、原則として、申請者からの公開によるプレゼンテーションを開催する。
- 選定委員会において、選定基準に基づく評価・点数付けを行う。



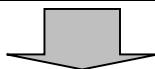
③ 指定管理者候補の決定

- 選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補の決定を行う。
- 審査結果と併せて、指定管理者候補を公表する。
- 申請のあった者に対して、選定結果を書面で通知する。（行政処分には該当しないことから、一般文書にて通知する。）



④ 指定及び債務負担行為設定に係る議決

- 指定管理者の指定に係る議案、債務負担行為設定に係る議案を県議会に提案し、議決を得る。



⑤ 指定管理者の指定

- 県議会での指定議決を経て、指定管理者の指定を行う。（指定通知（不指定通知）・指定告示）

(4) 選定結果の公表

指定管理者候補を選定した後、選定委員会における審査結果を含め、選定結果を公表することとする。この際、申請のあった者（ただし、応募資格を充たさない者は除く。）に対して、書面で選定結果を通知することとする。

① 公表方法

県のホームページ（各所管課室又は行政改革推進室）において公表することとする。

② 公表内容

公表する内容は、次のとおりであり、具体的には、所定の書式（[参考資料P6](#)）により整理することとする。

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 経緯 | 2 施設の概要（名称、所在地、施設・設備の概要、利用状況） |
| 3 募集内容 | 4 応募状況 |
| 5 選定方法（審査基準、審査項目及び配点） | 6 選定結果 |
| ・施設名 | ・選定した団体の概要（所在地、名称、事業内容等） |
| ・公募・非公募の別 | ・募集期間 |
| ・選定経緯（選定された団体が評価された内容等） | ・応募状況 |
| ・選定委員会の状況（開催日、委員構成、審査結果（団体別、審査項目別の得点状況）等） | |

(5) 指定管理者の指定

県議会において、指定管理者候補の指定議決を求める議案（[参考資料P10](#)）が議決された後、指定管理者候補に対して、指定を行う旨の通知（[参考資料P11](#)）を行うとともに、指定の告示（[参考資料P13](#)）を行う。また、指定管理者候補となった団体以外の者（ただし、応募資格を充たさない者は除く。）に対して、不指定となった旨の通知（[参考資料P12](#)）を行う。なお、指定行為は、行政処分であることから、指定及び不指定の通知に当たっては、指令通知によることとし、さらに、不指定は不利益処分に該当することから、不指定通知には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく教示文を付記することとする。

3 協定に関する事項

(1) 協定の締結

県は、指定管理者の指定及び予算の成立の後において、管理運営の開始までの間に、指定管理者と協議の上、施設の管理運営に係る具体的な項目について、協定を締結することとする。

協定は、原則として、指定期間全体に関する包括的な協定（以下「包括協定」という。）と各年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）とする。

(2) 包括協定

指定期間全体に共通する事項について、次の協定事項（例）を基本とし、各施設の状況等に応じて定めることとする。

① 包括協定の項目

包括協定において取り決める項目は、次の内容を参考に、各施設の状況等に応じて決定することとする。

なお、具体的な協定書の内容は、別紙の協定書標準例（参考資料 P14）をベースに、指定管理者と協議の上、所要の加筆修正等を行い決定することとする。

＜包括協定の主な項目例＞

- 1 目的
- 2 管理業務の範囲
- 3 協定期間
- 4 県が支払う指定管理料、利用料金に関する事項
- 5 県への納入金に関する事項
- 6 財産の管理、備品等の取扱い等に関する事項
- 7 秘密の保持に関する事項
- 8 情報公開及び個人情報の保護に関する事項
- 9 指定替えに当たっての情報開示に関する事項
- 10 緊急時の対応及び安全管理に関する事項
- 11 利用者の意向確認に関する事項
- 12 実施状況の点検の実施に関する事項
- 13 責任分担、リスク分担に関する事項
- 14 指定管理者の損害賠償義務に関する事項
- 15 保険加入に関する事項

② 施設等修繕の負担区分

施設等の修繕に係る県と指定管理者との負担区分については、リスク負担の明確化の観点から、各施設の設備の内容や更新時期などを踏まえつつ、あらかじめ協定書において明らかにしておくこととする。（参考資料 P20）

この際の負担区分の基準としては、金額を明示するほか、両者が行うべき修繕内容を具体的に列挙するなど、できる限り、具体的で客観的な内容とする。

(3) 年度協定

指定期間の各年度ごとに、当該年度の指定管理料や事業実施に関する細目的事項などについて、年度協定書を締結することとする。

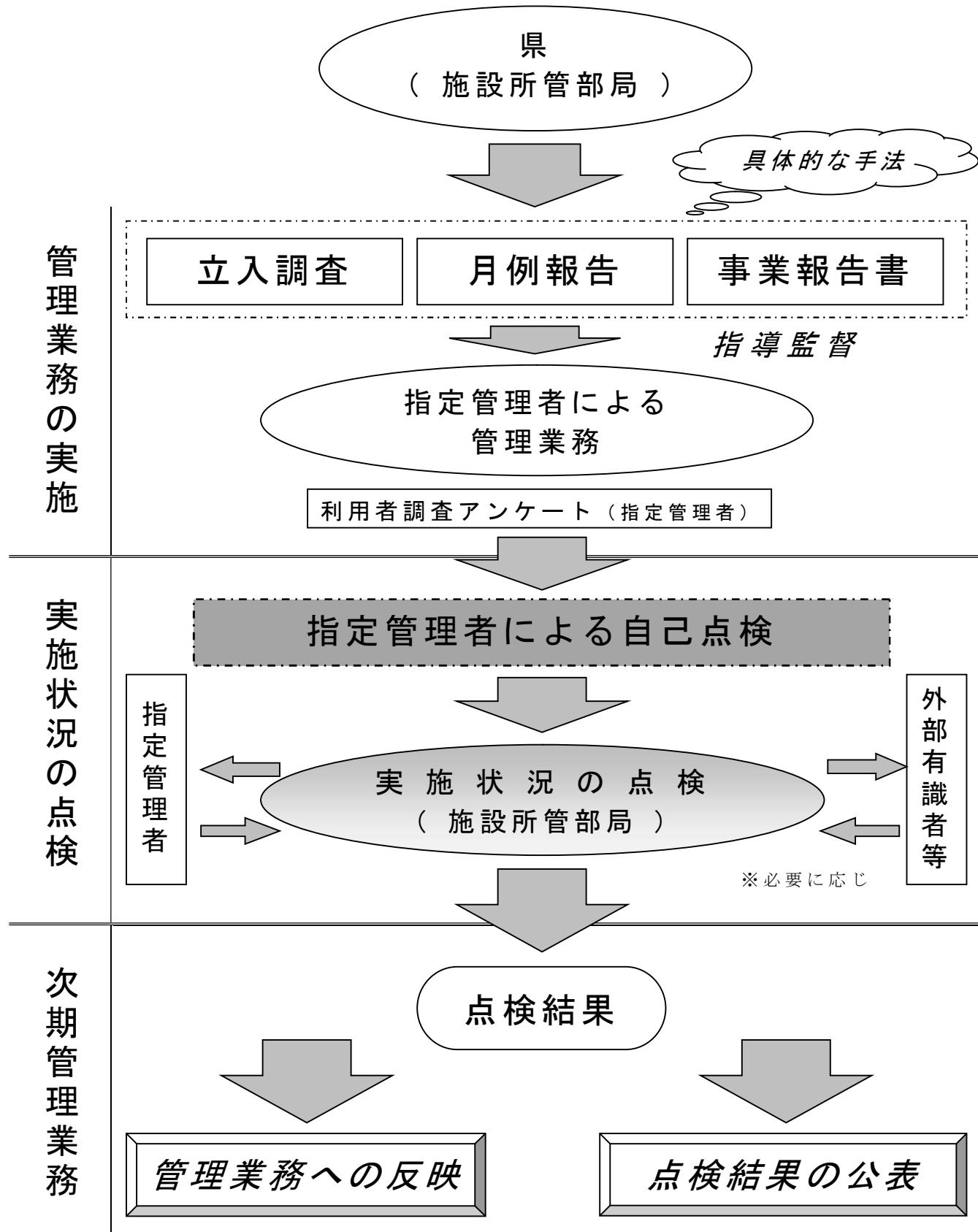
なお、包括協定において規定していない事項又は疑義が生じた事項について、年度協定において取り決めることも可能である。

<年度協定の主な項目例>

- 1 年度協定の目的、期間
- 2 当該年度の事業の実施に関する事項
- 3 当該年度において県が支払う指定管理料の支払い、精算手続等に関する事項
- 4 疑義等の決定

IV 適正な管理運営の確保

○適正な管理運営の確保に向けたスキーム



1 指定管理者による適正な管理運営の実施

(1) 不当な利用拒否・差別的取扱いの禁止

指定管理者は、地方自治法第244条第2項及び第3項の規定により、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、また、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないこととされている。

(2) 第三者への委託

国通知第2-3-(2)では、「指定管理者は、清掃や警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできない」とこととされているので、第三者への再委託に当たっては、あらかじめ、届出を義務付けるほか、指定管理者の下、管理運営業務の統括・一元化が図られるよう、特に留意する必要がある。

(3) 個人情報の適切な取扱い

指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いに十分留意する必要がある。

個人情報の適切な取扱いを確保するためには、

- ① 個人情報の保護に関して必要な事項を、指定管理者が行う管理の基準の一つとして、条例に規定する。
- ② 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合に準用することとされており、この旨を明記するなど、個人情報の保護に関して必要な事項を、県と指定管理者との間で結ぶ協定の中に定める。
- ③ 指定管理者の選定の際に、申請者の情報管理体制を審査基準に盛り込み、厳重な審査を行う。

などの方法が考えられるが、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知）の内容も十分に踏まえて対応することとする。

(4) 利用者に損害を与えた場合の責任の所在

指定管理者の故意又は過失の有無にかかわらず、国家賠償法の規定により、次のいずれの場合にも、設置者たる地方公共団体が賠償責任を問われる可能性がある。

- ① 公の施設の設置又は管理において、通常有すべき安全性が欠けていたことが原因で利用者に損害が生じた場合（設計、建造上に不完全な点があった場合や、維持、修繕や保管に不完全な点があった場合など）
- ② 公の施設の管理業務の執行に当たっての指定管理者（その使用人を含む。）の行為が原因で利用者に違法に損害を与えた場合（暴行など）

こうした点を十分に認識し、安全管理マニュアルの作成を義務付けるなど、安全対策の徹底を図るとともに、定期的な立入調査など地方自治法に基づく指導監督権を行使し、安全な施設管理運営について不断の取組を進めることとする。

なお、指定管理者の故意又は過失により利用者に損害を与えた場合において、県がその損害を賠償したときは、国家賠償法の規定により、指定管理者に対して求償権を行使することができるが、その際、確実な求償を担保するため、指定管理者との協定において、指定管理者に対し相応の保険加入を義務付けることとする。この場合において、あらかじめ、指定管理者から当該保険内容の報告を求め、県が賠償責任を負うこととなるすべてのケース（指定管理者の使用者の故意又は過失による損害につき、国家賠償法に基づき県が賠償責任を負う場合など）について、特約条項の付帯などにより、その補償が行われる内容となっていることを確認することとする。（※具体的には、当該保険の被保険者の範囲に県が含まれているかの確認を行うこと。）

＜施設賠償責任保険の標準的内容＞

- | | | |
|-----|-------------|---------------|
| ○対人 | 1名につき 1億円 | 1事故につき 5億円を限度 |
| ○対物 | 1事故につき 1千万円 | |

※ 各施設の規模等を踏まえ、具体的な内容を決定することとする。

※ 特約条項の付帯などにより、県が負うこととなる賠償責任を補償する内容であることとする。（具体的には、当該保険の被保険者の範囲に県が含まれていることを条件とする。）

(5) 審査請求

指定管理者制度導入施設において、指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、当該公の施設の設置者である地方公共団体の長に対して行うこととなる。この場合においては、あらかじめ、議会に諮った上で、審査請求に対する決定を行わなければならないこととされている。

2 指定管理者に対する指導監督等

(1) 指定管理者に対する指導監督

① 事業報告書の提出（地方自治法第244条の2第7項）

指定管理者は、毎年度事業終了後、事業報告書（参考資料 P25）を作成し、地方公共団体に提出しなければならないこととされている。

本県では、「指定管理者の指定の申請等に関する規則」において、毎年度終了後30日以内に次の項目を記載した報告書を提出しなければならないこととしている。

また、事業報告書の内容については、毎年、県議会委員会に対して、その概要を報告することとしている。

- ア 管理体制の状況
- イ 利用等の許可の状況
- ウ 維持管理の業務の実施の状況
- エ 利用料金の収入及び減免の状況
- オ 管理に係る収支の状況
- カ 管理に関し知事が必要と認める事項

＜事業報告書への記載項目等＞

事業報告書は、次により作成すること。なお、各項目について、適宜、図表等を作成し、分かりやすく記載すること。

ア 管理体制の状況（必須項目）

次の項目について、具体的に記載すること。

- ① 指定管理業務の実施体制図（外部委託先を含む。）
- ② 従業員名簿（氏名、役職、常勤・非常勤の別、担当業務など）

イ 利用等の許可の状況（必須項目）

次の項目について、具体的に記載すること。

- ① 利用許可の総件数、各施設・設備ごとの利用許可（不許可）件数

ウ 維持管理の業務の実施の状況（必須項目）

次の項目について、具体的に記載すること。

- ① 施設・設備の維持管理業務の実施状況
 - ・建物・設備の保守管理業務
 - ・清掃業務
 - ・警備業務
 - ・駐車場管理業務 等
- ② 施設・設備の利用状況
 - ・利用者名、利用日時、利用目的、参加者数 等
- ③ 自主企画事業の実施状況
 - ・イベント名、内容、参加者数、収支状況 等

エ 利用料金の収入及び減免の状況（必須項目）

次の項目について、具体的に記載すること。

- ① 利用料金の収入総額、各施設・設備ごとの収入額 等
- ② 減免の総額、各施設・設備ごとの内訳、減免理由 等

オ 管理に係る収支の状況（必須項目）

次の項目について、具体的に記載すること。

なお、記載する内容は、あくまでも、指定管理業務に関するものであり、他の業務と混合することのないよう、あらかじめ、整理すること。この場合において、指定管理業務に係る一切の収支状況を計上するよう留意すること。

- ① 収入・支出の各項目ごとの決算の状況
※必要に応じ、詳細な収支報告書を作成すること。

カ 経費節減・サービス向上に関する取組（任意項目）

経費節減やサービス向上に関する取組の内容、その効果等について、具体的に記載すること。

② 立入調査の実施等（地方自治法第244条の2第10項）

地方公共団体は、指定管理者に対して、報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示を行うことができることとされており、事業報告書の提出に加え、定期的な立入調査の実施、月例報告の徴取など、各施設の状況等に応じた指導監督を行うこととする。

③ 適正な経理処理の確保

指定管理業務に係る経理については、他の業務に係るものと明確に区分することとした上で、各施設の収支規模等を踏まえ、必要に応じ、詳細な収支報告書の作成や当該収支報告書と帳簿類との突き合わせを行うなど、適正な経理処理の確保に努めることとする。

(2) 利用者アンケート調査の実施

上記の法定の指導監督に加え、各施設の利用者の意向を把握し、管理業務に反映させるため、次の区分により利用者アンケート調査を実施することとする。

なお、当該アンケート調査は、原則として、各指定管理者が実施することとし、協定書においても、具体的に規定することとする。

ア 公募施設

毎年1回以上実施し、その結果を管理運営業務の実施状況の点検の参考とすることとする。

イ 非公募施設のうち不特定多数の利用が見込まれるもの

公募施設に準じた取扱いとする。

(例：文化・スポーツ・レクリエーション施設等)

ウ その他の施設

利用者アンケート調査を含め、各施設の状況等に応じた方法で、利用者の意向確認を行うこととする。

利用者アンケート調査の項目は、別紙「利用者アンケート調査票標準例」（参考資料 P24）を基本としつつ、必要に応じ、各施設の状況等に応じた設問等の加筆修正等を行うこととする。

3 管理運営業務の実施状況の点検

指定管理者制度導入施設については、県は、施設の設置者として、地方自治法に基づく指導監督権の行使等を通じて、適正な管理運営の確保を図るとともに、毎年度終了後に、事業計画書や協定書に基づき管理運営業務が適正に実施されたどうか、その実施状況を点検し、あわせて、その結果を公表することで、より透明性の高い制度運営の実現を図ることとする。

特に、点検結果については、県民等に対する説明責任が十分果たせるよう、その実施状況の度合いに応じた段階的な区分を行い、より分かりやすく、客観性を持った内容となるよう努めることとする。

なお、点検に当たっては、「実施状況の点検の視点」（P28 参照）を参考に実施する。

(1) 指定管理者による実施状況の点検

実施状況の点検は、指定管理者自らが、管理業務の実施状況の整理・分析を行った上で、自らの管理業務の現状や課題をしっかりと認識するため、まずは、「自己点検」を実施することとする。

各指定管理者は、事業報告書の内容などをもとに、毎年度の管理運営業務の実施状況を、所定のシート（参考資料 P26～27）で整理し、事業報告書とともに、県に提出することとする。

この際、指定管理者は、管理運営業務の実施状況について自己点検を行い、次のいずれかに区分することとする。

[実施状況の区分]

- A：予定していた業務水準を上回った。
- B：予定していた業務水準を概ね実施した。
- C：予定していた業務水準の一部が実施できなかった。
- D：予定していた業務水準を下回った。

(2) 県による実施状況の点検

各施設の所管部局は、指定管理者による実施状況の自己点検の結果を踏まえ、事業報告書や立入調査の結果などに基づき、管理運営業務の実施状況について点検を行い、上記(1)の「実施状況の区分」のいずれかに区分することとする。

なお、県による実施状況の点検に当たっては、必要に応じて、当該施設の選定委員会のメンバーなど、外部有識者からの意見聴取を行うこととする。

[点検を行う際の参考資料等]

- 実施状況を区分するに当たっては、次の資料等を参考にすることとする。
 - ア 事業報告書
 - イ 各施設の所管課が実施した立入調査や月例報告の結果
 - ウ 指定管理者からのヒヤリングの結果（必要に応じて実施）
 - エ 利用者アンケート調査の結果
 - オ 外部有識者の意見（必要に応じて実施）

(3) 点検結果の活用

各施設の所管部局は、各施設ごとの点検結果を、各指定管理者に周知徹底させた上で、以後の管理運営業務に反映させるよう指導監督に努めることとする。

特に、改善等を要する点がある場合には、年度途中であっても、指定管理者に対して、その改善を検討の上、具体的な対応策を報告するよう指示することとする。

さらに、各年度の点検結果をストックし、次期指定管理者の募集条件などに反映させよう努めることとする。

(4) 点検結果の公表

各施設の所管部局は、各施設ごとの点検結果を、各指定管理者からの事業報告書とともに、行政改革推進室に提出することとする。

行政改革推進室は、各施設の点検結果を取りまとめ、ホームページ等で公表することとする。

(5) 実施状況の点検の円滑な実施

当該指定管理者との間で締結する包括協定書において、実施状況の点検に関する規定を設け、指定管理者への周知と一定の協力・義務付けを図り、当該点検のより円滑な実施に資することとする。

○実施状況の点検の視点

点検項目		点検の視点
区分	項目	
管理運営 状況	適切な施設管理の履行	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の履行内容や人員の配置など、協定や事業計画に沿った適切な管理が履行されているか。
	法令等の遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報など情報管理は適切に行われているか。 ・労働法令その他の関係法令等に基づく義務（法定点検・資格者の配置・各種届出等）は履行されているか。 ・監督官庁から指導等を受けていないか。
	安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安全マニュアルは整備されているか。 ・施設の安全確認の実施状況は適切か。 ・危機管理体制は整備されているか。その実効性に問題はないか。 ・指定管理者の責めに帰すべき事故は発生していないか。
	財産の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・県有の施設・設備の破損、紛失等はないか。 ・修繕区分に従って、適切な修繕等が行われているか。
導入効果	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働率や利用者数は、事業計画や過去の実績値との比較でどうなっているか。 ・利用者増加に向けた具体的な取組が行われているか。
	収支状況	<ul style="list-style-type: none"> ・収支決算は、収支計画との比較でどうなっているか。 ・経費削減に向けた具体的な取組が行われているか。 ・県の負担額は削減されているか。
	サービス向上	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上の具体的な取組が行われているか。 ・利用者の意向は適切に確認されているか。 ・利用者の満足度はどうか。 ・苦情等の対応は適切に行われているか。

参考資料

- 各種書式例 ----- (1)
- 包括協定書標準例 ----- (14)
- リスク分担表 ----- (20)
- コンソーシアム協定書標準例 ----- (21)
- 利用者アンケート調査票標準例 ----- (24)
- 指定管理者事業報告書式例 ----- (25)
- 指定管理業務の実施状況点検シート ----- (26)
- 関係法令等 ----- (28)

○ 指定申請関係書式例

(規則様式)

指定管理者指定申請書

年 月 日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

申請者 所在地
法人（団体）名
代表者氏名
連絡先 担当者名
電話番号

○○○○の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

※ 以下、各施設の状況等に応じて、追加等を行う。

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 法人等の概要
- 4 本事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- 5 前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録
- 6 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 7 法人の登記事項証明書（法人のみ）
- 8 役員の名簿
- 9 欠格事由に該当しない旨の申立書
- 10 誓約書（岡山県暴力団排除条例関連）
- 11 岡山県税の完納証明書（岡山県に納税義務がない者にあっては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税の完納証明書）
- 12 税務署の発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
- 13 グループ構成員表（グループを構成して応募する場合）
- 14 グループ協定書（同上）

○ 欠格事由に該当しない旨の申立書

年 月 日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

申請者	主たる事務所 の所在地
	名 称
	代表者 氏名

○○○○○○○○の指定管理者の指定申請に係る申立書

○○○○○○○○の指定管理者の指定申請に当たり、法人等又はその代表者が、次の事項に該当しないことを申し立てます。

記

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 4 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- 5 岡山県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 6 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあっては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

○ 岡山県暴力団排除条例関連の誓約書

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（1） 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

（2） 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

（3） 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

年 月 日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

主たる事務所
の 所 在 地

名 称

役 職 名
代表者氏名

印

裏面もご確認ください。

○ 岡山県暴力団排除条例関連の誓約の裏面

(参考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四～六 略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三～五 略

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七・八 略

(暴力的要要求行為の禁止)

第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

一～二十 略

二十一 行政府に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第三号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第一号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政府が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他の名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条第一項第三号において同じ。）となっているもの

ハ 略

二十二～二十七 略

○ 選定委員会設置要綱書式例

○○部（局）指定管理者候補選定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 ○○部（局）が所管する公の施設の指定管理者候補（以下「指定管理者候補」という。）の選定その他指定管理者制度の適正な運営を図るため、○○部（局）指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審査を行うものとする。

- (1) 指定管理者候補の選定意見に関する事項
- (2) 指定管理者の募集条件等の設定に関する事項
- (3) その他指定管理者制度の適正な運営に関する事項

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、委員○名以内で構成する。

- 2 委員は、指定管理者候補の選定に関し専門的知識を有する外部の者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、指定管理者候補の指定を行うまでの期間とする。ただし、委員の同意を得て、これを延長し、又は短縮することができるとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長及び委員は、自らが、委員会において審査を行う法人その他の団体の役員であるなど利害関係を有すると認められる場合には、当該審査に参加することはできない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、○○部（局）○○課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、○○年○月○○日から施行する。

○ 選定結果の公表文書式例

※設置条例や募集要項により、各施設ごとにその内容を整理すること。

1 経緯

県立〇〇施設は、・・・・・・（設置条例に規定する目的等を記載）を図るため、昭和〇〇年に、〇〇市（町）に設置した。

平成15年9月の地方自治法の改正により指定管理者制度が導入されたことから、民間の能力の活用による、住民サービス向上と経費節減を図るため、指定管理者の公募を行い、外部有識者を含む選定委員会による審査を経て、平成18年4月から、〇〇〇〇が指定管理者として、その管理運営を行っている。

2 施設の概要

(1) 施設の名称：県立〇〇施設

(2) 所 在 地：岡山県〇〇市〇〇

(3) 施設・設備の概要

①ホール：1室（定員〇名）

②会議室：〇室（大会議室〇室、小会議室〇室）

③研修室：〇室（定員〇名）

④設 備：プロジェクター、音響機器一式等

(4) 利用状況

①稼 働 率：〇〇年度〇〇%、〇〇年度〇〇%

②利用者数：〇〇年度〇〇名、〇〇年度〇〇名

3 募集内容

(1) 募集方法：公募

(2) 募集期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇日間）

(3) 指定管理者が行う業務の範囲

①条例第2条に規定する業務の実施に関すること。

②施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。

③施設等の維持管理に関すること。

④その他〇〇施設の運営に関すること。

(4) 指定期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

(5) 応募資格（主な項目）

①県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

②法人等又はその代表者が、法律行為を行う能力を有しない者でないことなど、別に定める欠格要件に該当しないこと。

③指定の取消しを受けたことがないこと。

④法人等の役員が、暴力団員等に該当する者でないことなど、別に定める欠格要件に該当しないこと。

⑤県税等に滞納がないこと。

⑥社会福祉士等一定の資格を有する職員を配置できる者であること。

4 応募状況

(1) 現地説明会の参加団体

○○団体

(2) 申請団体

○○団体

5 選定方法

外部有識者（及び県職員）で構成する選定委員会を設置し、申請団体によるプレゼンテーションを行った上で、次の審査基準等により審査を行い、申請団体のうち最も適当と思われる団体を選定した。

この審査結果を踏まえ、県において、株式会社○○○○を指定管理者の候補とした。

(1) 審査基準

- ①事業計画において、○○施設の管理運営についての現状把握が適切になされるとともに、今後のビジョンが明示されていること。
- ②○○施設の管理運営業務が適正に行われるとともに、○○施設の利用者に対するサービスの向上を期待することができる。
- ③利用者の安全確保が図られるものであること。
- ④○○施設の管理運営に係る経費の節減が図られるものであること。
- ⑤申請者が、事業計画に沿った管理運営業務を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

(2) 審査項目及び配点

審査項目	採点項目	配点
管理運営の基本方針	施設の管理運営に係る現状把握	○○
	今後の管理運営のビジョン	○○
適正な管理運営業務の実施	研修プログラムの充実及び適正な利用料金の設定	○○
	人員の配置	○○
	管理運営に関するサービスの向上などの提案	○○
	利用者の安全確保	○○
管理運営費の縮減	管理運営費の額	○○
	経費節減の方策	○○
申請者の体制等	組織体制	○○
	類似施設の管理の実績	○○
	経営の安定性	○○
	個人情報の保護及び緊急時の対策	○○
合 計		○○

6 選定結果

施設名	県立〇〇施設	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市北区内山下〇〇
	名称	株式会社 〇〇〇〇
	代表者	代表取締役 〇〇〇〇
	設立	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理業務 ・各種イベントのプロデュース業務 ・人材派遣業務 	
	実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇県の〇〇施設の指定管理業務外
公募・非公募の別	公募	
募集期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 (〇〇日間)	
応募状況	〇〇団体	
選定経緯	<p>〇〇年〇〇月〇〇日に、県立〇〇施設指定管理者候補選定委員会を開催し、(各)申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、指導業務の安全確保、申請者の体制などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、申請団体のうち株式会社〇〇〇〇が最も適当とされた。</p> <p>この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p> <p>【評価された内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのサービス提供や利便性の向上について、サービス向上委員会の設置や、予約・申込方法等の改善策が高く評価された。 ・〇年間にわたる施設の修繕・活用計画が整備され、効率的・効果的な施設利用についてのビジョンが示されていた。 ・隣接施設との連携による利用促進策が具体的に提示され、〇〇施策の拠点性を高める提案であった。 	

	開 催 日	○○年○月○日				
	委 員	委員長 ○○大学教授 ○○○○ 委 員 弁護士 ○○○○ 委 員 公認会計士 ○○○○				
選 定 委 員 会	審 査 結 果	項目 団体	基本方針 (現状把握 ・ビジョン)	適正な管 理業務の 実施	経費節減 (管理運営 費の額等)	申請体制 (安定性・実 績等)
		配 点	○○	○○	○○	○○
		株式会社 ○○○○	○○	○○	○○	○○
		NPO 法人 ○○○○	○○	○○	○○	○○
		○○○○ 共 同 体	○○	○○	○○	○○
※得点により降順で整理すること。						
指 定 期 間	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日					
担 当 課	○○部○○課 (内線: ○○○○、直通○○-○○)					

○ 指定議案書式例

議 第 号

○○○○○○○の指定管理者の指定について

×次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

1 × 管理を行わせる施設 × × 岡山市〇〇

〇〇センター

2×指定管理者となる団体××岡山市〇〇

財団法人○○○○

理事長 ○ ○ ○ ○

3×指 定 の 期 間 ○○年○月○日から○○年○月○○日まで

×××××〇〇年〇〇月〇〇日提出

岡山県知事 ○ ○ ○ ○

提 案 理 由

公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(参 考)

××××財団法人○○○○の概要

- (1) 設立日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 - (2) 役員数〇〇名 (理事〇名, 監事〇名)
 - (3) 目的 ······
 - (4) 事業内容① ······
 - ② ······
 - ③ ······
 -
 -

○ 指定通知（不指定通知）書式例

岡山県指令〇第 号

(团 体 名)

指定管理者指定通知書

○○年○○月○○日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○

記

- 1 管理を行わせる施設
(所在地)
(名 称)
 - 2 指定管理者となる団体
(住 所)
(名 称)
(代表者)
 - 3 指定の期間
○○年○月○日から○○年○月○○日まで

岡山県指令〇第 号

(团 体 名)

指定管理者不指定通知書

○○年○○月○○日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○

記

1 指定申請のあった施設

(所在地)

(名称)

2 指定しない理由

3 教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、岡山県知事に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して6月以内に、岡山県（代表者岡山県知事）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます。

○ 指定の告示書式例

×岡山県告示第〇〇号

×岡山県〇〇〇〇センター条例（平成〇〇年岡山県条例第〇〇号）第〇条第〇項の規定により、
指定管理者を次のとおり指定した。

××〇〇年〇〇月〇〇日（議会議決日以降）

岡山県知事 〇〇〇〇×××

一×管理を行わせる施設

××〇〇市〇〇町〇番〇号

××岡山県〇〇〇〇センター

二×指定管理者となる団体

××〇〇市〇〇町〇番〇号

××株式会社〇〇

××代表取締役×〇〇×〇〇

三×指定の期間

××〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

〇〇〇〇〇〇〇〇の管理に関する包括協定書標準例

岡山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により、〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇〇」）の管理に関する包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇条例（平成〇〇年岡山県条例第〇〇号。以下「条例」という。）

第〇〇条の規定により指定管理者として指定された乙が行う〇〇〇〇の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（信義則）

第2条 甲及び乙は、信義を重んじ、相互に協力して誠実にこの協定の内容を履行しなければならない。

（管理を行う物件等）

第3条 乙が指定管理者として管理を行う物件（以下「管理物件」という。）は、別表〇記載の施設及び当該施設に付随する設備とする。

2 乙は、善良な管理者としての注意をもって管理物件の管理を行わなければならない。

（協定期間等）

第4条 この協定の期間は、〇〇年4月1日から〇〇年3月31日までとする。

2 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、独立した区分会計により処理しなければならない。

（年度協定）

第5条 この協定の期間中の各年度に係る事項については、甲乙間で各年度ごとに協定（以下「年度協定」という。）を締結するものとする。

（管理業務の範囲）

第6条 乙が指定管理者として行う管理業務の範囲は、次のとおりとする。

（1）〇〇〇〇の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。

（2）施設等の維持管理に関すること。

（3）条例第〇条に規定する業務の実施に関すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、〇〇〇〇の運営に関すること。

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別添の〇〇〇〇指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（関係法令の遵守等）

第7条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令、条例、〇〇〇〇〇〇〇〇〇条例施行規則（平成〇〇年岡山県規則第〇〇号）及び指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成17年岡山県規則第134号）を遵守するとともに、この協定、年度協定及び業務仕様書に従って管理業務を実施するものとする。

（許認可等）

第8条 乙は、管理業務を実施するために許認可又は届出が必要なときは、遅滞なく許認可を取得し、又は届け出なければならない。

（許可を要する行為）

第9条 乙は、〇〇〇〇において乙の許可を受けなければ行ってはならない行為を定める場合は、甲の承認を受けなければならない。当該行為を変更する場合も、同様とする。

（開館時間又は休館日の変更）

第10条 乙は、開館時間又は休館日を臨時に変更する場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければな

らない。

(申請書の様式)

第11条 乙は、施設等の利用許可若しくは許可を受けた事項の変更の許可又は利用料金の減免に係る申請書の様式を定める場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。当該申請書の様式を変更する場合も、同様とする。

(管理業務に必要な規程)

第12条 乙は、施設等の利用規程、緊急時の対策に係る要綱等の管理業務に必要な規程を甲と協議の上作成し、甲に提出するものとする。当該規程を変更する場合も、同様とする。

(人員配置)

第13条 乙は、管理業務を実施するに当たり、管理責任者として常勤職員〇名を配置するとともに、その他業務に必要な職員を配置しなければならない。

(委託の禁止等)

第14条 乙は、管理業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、速やかに甲に届け出るものとする。

3 乙が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任と費用において行うものとし、管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じたものとみなして、乙がその賠償の責めを負うものとする。

(緊急時の対応)

第15条 乙は、管理業務の実施に当たり、事故、災害等の緊急事態が発生したときは、直ちに防災措置、避難誘導等の必要な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、管理業務の実施に当たり、施設等の安全点検等の事故防止策、事故発生時の対応方策等を内容とする安全管理計画を策定し、甲の承認を得なければならない。

(情報公開)

第16条 乙は、管理業務の実施に関する情報について、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）第32条において準用する同条例第30条の規定を遵守し、情報公開に係る規程を整備する等情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 甲は、前項の情報に関する文書であって、甲が保有していないものについて、その開示の請求があったときは、乙に対して当該文書の提出を求めて、当該請求に対応することができる。

(個人情報の取扱い)

第17条 乙は、管理業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定を遵守し、個人情報について安全管理措置を講ずるものとする。

2 乙は、管理業務を実施するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、保有する個人情報は目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

3 乙は、管理業務を実施するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報をその目的以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、管理業務の実施に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(環境配慮の取組)

第19条 乙は、管理業務の実施に当たり、岡山県エコ・オフィス・プランに沿って環境負荷低減の取組を講ずるものとする。

(指定管理料)

第20条 甲は、管理業務に要する経費に充てるため、乙に対して、各年度ごとに予算の範囲内で指定管理料（以下「指定管理料」という。）を支払うものとする。

2 指定管理料の額及び支払方法は、別に年度協定において定めるものとする。

3 指定管理料の額は、乙の提案内容、前年度の管理実績等を踏まえ、各年度ごとに定めるものとする。

(利用料金)

第21条 甲は、施設等の利用料金を乙にその収入として收受させるものとする。

2 乙は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。利用料金の額を変更する場合も、同様とする。

(利用料金の減免)

第22条 乙は、利用料金の減免基準を定める場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。当該減免基準を変更する場合も、同様とする。

※ 剰余金及び県への納入金につき、次の規定を参考に、各施設の採用方法に応じて検討する。

(剰余金の取扱い)

第23条 管理業務に係る収支決算の結果、剰余金が生じた場合には、当該剰余金の額の〇分の1に相当する額を、甲乙それぞれの収入とする。ただし、当該収支決算の結果、不足金が生じた場合には、甲は、指定管理料の増額を行わない。

(指定管理料の精算) ※ 指定管理料の精算を行う場合

第23条 指定管理料については、事業年度終了後に精算を行うものとする。この場合において、甲は、過不足の額に応じて、指定管理料の増減を行うものとする。

(施設等の形状変更)

第24条 乙は、施設等を改修し、若しくは改造し、又は新たな工作物を設置する等施設等の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(責任の分担)

第25条 施設の修繕等管理業務の実施に関する甲と乙の責任の分担は、別表〇に定めるとおりとする。

(保険の加入義務)

第26条 乙は、管理業務を開始する日までに、次に掲げる内容と同等以上の内容の賠償責任保険に乙の負担において加入しなければならない。

(1) 対人賠償 1人につき〇億円 1事故につき〇億円

(2) 対物賠償 1事故当たり〇〇万円

(3) 特約条項 乙又は乙の使用人の故意又は過失による損害につき、甲が負う賠償責任について補償すること。

2 乙は、前項の規定により賠償責任保険に加入しようとする場合には、あらかじめ、当該保険の内

容について甲に報告しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により賠償責任保険に加入した場合は、その旨を証する書類を甲に提出しなければならない。

(甲に帰属する備品等)

第27条 乙は、甲が購入し、又は調達した備品等を県備品等管理簿に登載し、常に良好な状態に保つものとする。

2 乙は、指定管理料をもって備品等を購入したときは、当該備品等は甲に帰属するものとし、県備品等管理簿に登載するものとする。ただし、消耗品のほか、耐用年数が指定期間未満であるもの等県備品等管理簿への登載が必要ないと甲が認めたものについては、この限りでない。

3 乙は、県備品等管理簿に登載する備品等を管理業務を実施するためにのみ利用するものとし、外部に持ち出し、又は第三者に権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

4 乙は、指定期間が満了し、引き続き指定管理者として指定されなかったとき又は指定管理者の指定を取り消されたとき（以下「指定終了時」という。）は、甲から借用した備品等及び県備品等管理簿に登載した備品等を甲に返還しなければならない。

(乙に帰属する備品等)

第28条 乙は、管理業務の実施に当たり、自ら所有する備品等を持ち込み、又は指定管理料以外の収入により備品等を購入したときは、当該備品等は乙に帰属するものとし、持込備品等管理簿に登載するものとする。

2 乙は、指定終了時においては、持込備品等管理簿に登載する備品等を直ちに撤去するものとする。ただし、乙は、甲が同意したときは、当該備品等を甲に引き継ぐことができる。

(事業計画書)

第29条 乙は、指定期間中の各年度における管理業務に係る事業計画書を作成し、翌年度分の事業計画書を毎年12月末日（第4条第1項の協定の期間の初年度に係る事業計画書にあっては、当該事業年度の開始時）までに甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理体制の計画
- (2) 維持管理の業務の実施計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) その他管理に関し甲が必要と認める事項

(事業報告書)

第30条 乙は、毎年度終了後30日以内に事業報告書を甲に提出しなければならない。ただし、指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に提出することとし、その報告の対象となる期間は、当該取消しの日の前日までとする。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理体制の状況
- (2) 利用等の許可の状況
- (3) 維持管理の業務の実施の状況
- (4) 利用料金の収入及び減免の状況
- (5) 管理に係る収支の状況
- (6) その他管理に関し甲が必要と認める事項

(管理業務の実施状況の点検)

第31条 乙は、毎年度終了後、当該年度の管理業務の実施状況について、甲が別に定める方法で自己点検を行い、その結果を前条の事業報告書の提出の際、甲に報告することとする。

2 甲は、前項の規定による乙の自己点検の結果を踏まえ、前条の事業報告書、立入検査結果等を参考に、管理業務の実施状況の点検を行い、その結果を公表することとする。

(業務実施状況の確認等)

第32条 甲は、〇〇〇〇の管理の適正を期するため、乙に対して、管理業務の実施状況又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。この場合において、乙は、速やかにこれに応じなければならない。

2 甲は、乙による管理業務の実施状況及び経理の状況を確認した結果、必要があると認めたときは、乙に対して、管理業務の改善等に関し必要な指示をすることができる。

3 乙は、甲から前項の指示を受けたときは、速やかに応じなければならない。

(経理及び書類の整備)

第33条 乙は、管理業務に係る経費については、乙が行う他の事業と区分して経理するものとする。

2 乙は、管理業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、指定期間が満了した日（指定を取り消された場合にあっては、当該取消しの日）から5年間保存しなければならない。

(利用者の意向確認の実施)

第34条 乙は、各年度ごとに、利用者の意向確認のため、利用者に対するアンケート調査を実施し、その結果を甲に提出しなければならない。

(施設等の滅失又は損傷)

第35条 乙は、施設等が滅失し、又は損傷したときは、直ちに甲にその旨を報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、施設等の滅失又は損傷が自己の故意又は過失により生じたときは、乙の負担においてその施設等を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(第三者への損害賠償)

第36条 乙は、管理業務の実施に当たり、乙又はその使用人の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲が乙又はその使用人の責めに帰すべき事由により生じた損害について第三者に対して賠償したときは、甲は、乙に対して、当該賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(施設等の引渡し)

第37条 乙は、指定終了時においては、甲が指定する期日までに、施設等を原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第38条 乙は、指定終了時においては、円滑に、かつ、支障なく管理業務が継続できるよう、甲又は甲が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

2 乙は、指定終了時においては、甲の費用負担により作成した印刷物及びホームページ等に関する一切の権利を甲に無償で譲渡しなければならない。

3 甲が、指定期間の満了等により、新たな指定管理者の募集等を行う場合において、乙は、甲の求めに応じて、乙による管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

(管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第39条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して必要な指示又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

3 不可抗力その他の甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第40条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) この協定の内容を履行せず、又はこの協定に違反したとき。
- (2) 管理業務の実施に際し不正行為があったとき。
- (3) 管理業務の改善等に関する甲の指示に従わないとき。
- (4) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (5) 乙の責めに帰すべき事由により管理業務を継続することが困難になったとき。
- (6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したとき。
- (7) その他甲が乙による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 甲は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理料の全部若しくは一部の支払を行わず、又は既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、甲に生じた損害の賠償を乙に請求することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第41条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(協定の変更)

第42条 管理業務に関し、その内容に変更が生じたとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、この協定を変更することができる。

(疑義の解決)

第43条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年　　月　　日

甲　岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事　○　○　○　○

乙

○リスク分担表

種類	内 容	県	指定管理者
施設・設備の損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕（1件が年度協定において定める修繕費の範囲を超えるもの及び県と指定管理者が協議の上決定するもの）	○	
物価変動等	②①以外のもの		○
	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増		○
法令又は税制の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的な変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	(施設等に係る保険の加入) ※例外的に認められる場合のみ記載	(○)	
	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

注) 本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上決定することとする。

コンソーシアム協定書標準例

(目的)

第1条 このコンソーシアムは、(施設の名称)（以下「本施設」という。）を管理する指定管理者として、関係法令等及び県と締結する本施設に関する協定（以下「協定」という。）を遵守し、構成員が共同連帶して本施設の管理に係る業務を遂行することを目的とする。

(名称)

(事務所の所在地)

第3条 コンソーシアムは、事務所を○○○○○○○○○○○○ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 コンソーシアムは、 年 月 日に成立し、協定に基づく義務の履行が完了するまでは、解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、当該各号に定める日にコンソーシアムは解散する。

(1) 本施設の指定管理者の募集に係る応募資格の確認の結果、応募資格を充たさない者と認められたとき 当該応募資格の確認についての通知を受けた日

(2) 本施設の指定管理者として指定されなかったとき 当該指定についての通知を受けた日
(構成員の住所及び名称)

5条 コンソーシアムの構成員は、次に掲げるものとする。

(1) 所在地

商号又は名称

(2) 所在地

商号又は名称

(3) 所在地

商号又は名称

(代表者の名称)

(代表者の権限)

第7条 前条の代表者は、協定に基づく本施設の管理に係る業務（以下「指定管理業務」という。）の遂行に關し、次に掲げる職務を遂行する。

(1) 次条の運営委員会の決定に従い、協定に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと

(2) ヨンソーシアムの名義をもつて指定管理料の請求し、及び受領すること

(3) コンソーシアムに関する財産を管理すること

(4) コンソーシアムの名義をもって利用料金を收受すること

(運営委員会)

第8条 コンソーシアムは、第5条に規定する構成員（以下「構成員」という。）全員で構成する運営委員会を設置し、指定管理業務の遂行に当たるものとする。

(業務分担)

第9条 各構成員の業務作業の分担は、別に定める。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、指定管理業務の遂行及び指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づきコンソーシアムが負担する債務（県及び第三者に与えた損害の賠償義務を含む。）の履行に関し、連帶して責任を負う。

(取引金融機関)

第11条 コンソーシアムの取引金融機関は、（金融機関名）（支店名）とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 コンソーシアムは、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

(利益金の配当)

第13条 前条の決算の結果利益が生じた場合には、別途定める負担割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第14条 第12条の決算の結果欠損金が生じた場合には、別途定める負担割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限等)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

2 構成員は指定管理業務のうち自己に割り当てられた業務の全部（以下「割当業務」という。）を第三者に委託することができない。

3 前項の規定にかかわらず、県の承認のある場合には、構成員は他の構成員全員の同意を得て割当業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

(構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、県及び他の構成員全員の承認がなければ、指定管理業務が完了するまではコンソーシアムから脱退することはできない。

2 コンソーシアムを解散するまでの間に脱退する構成員があるときは、残存構成員が共同連帶して指定管理業務を完了し及び、補正するものとする。この場合の負担割合の調整については、別途定める。

3 構成員に脱退するものがあったときは、脱退後の残存構成員の出資又は負担（以下「出資等」という。）の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資等の割合を、残存構成員の出資等の割合により分割し、これを脱退前に残存構成員が有していた出資等の割合に加えた割合とする。

4 脱退構成員の出資等の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、第12条の決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資等の額から脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき欠損金の額を控除した額を返還するものとする。

5 第12条の決算の結果利益を生じた場合であっても、脱退構成員には利益金の配当を行わない。
(構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員がコンソーシアムの成立の日から解散の日までに破産又は解散した場合には、当該構成員が脱退したものとみなして前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(かし担保)

第18条 コンソーシアムの解散後においても、協定に基づく義務の履行につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯して補正又は必要な対応措置を行うとともに、その責めを負う。

(協定書に定めない事項)

第19条 協定書に定めのない事項については、第8条の運営委員会において定めるものとする。

○○○○○○は、上記のとおりこの協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、構成員それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年　　月　　日

所在地	
商号又は名称	印
代表者職氏名	代表者印

所在地	
商号又は名称	印
代表者職氏名	代表者印

所在地	
商号又は名称	印
代表者職氏名	代表者印

○○施設の利用について

○○施設をご利用いただきありがとうございます。

利用者の皆さんのご意見をお聞かせいただき、○○施設の管理運営の参考とさせていただきた
いと考えておりますので、ご協力を願いします。

○○施設

記

I あなたの性別をお聞かせください。

- 1 男 2 女

II あなたの年齢をお聞かせください。

- | | | |
|---------|---------|-------|
| 1 10歳未満 | 2 10代 | 3 20代 |
| 4 30代 | 5 40代 | 6 50代 |
| 7 60代 | 8 70歳以上 | |

III 今日は、どちらから来られましたか。

- | | |
|----------------------|-------|
| 1 ○○市町村（※施設設置市町村を記載） | 2 岡山市 |
| 3 ○○市町村及び岡山市以外の県内市町村 | 4 県外 |

IV この施設をどの程度利用されていますか。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1 頻繁に利用している（週1回程度又はそれ以上） | 2 よく利用している（月1回程度） |
| 3 時々利用している（年1回程度） | 4 今日が初めて |

V 職員の対応はどうでしたか。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 大変良かった。 | 2 おおむね良かった。 |
| 3 普通だった。 | 4 やや悪かった。 |
| 5 悪かった。 | |

VI 施設・設備の内容や管理の状況はどうでしたか。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 大変良かった。 | 2 おおむね良かった。 |
| 3 普通だった。 | 4 やや悪かった。 |
| 5 悪かった。 | |

VII 今日のご利用について、全体として満足していただけましたか。

- | | |
|------------|---------------|
| 1 大変満足した。 | 2 おおむね満足した。 |
| 3 普通だった。 | 4 あまり満足しなかった。 |
| 5 満足しなかった。 | |

VIII その他、○○施設の管理等についてご意見、ご要望等があればお書きください。

ご協力ありがとうございました。今後も○○施設をご利用いただきますようお願いします。

○ 指定管理者事業報告書書式例

年 月 日

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

指定管理者 ○○○○

○○年度○○○○センター指定管理者事業報告書

○○○○センター条例（平成○○年岡山県条例第○○号）第○条及び指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成17年岡山県規則第134号）第4条の規定により、○○年度の事業報告書を提出します。

指定管理業務の実施状況点検シート

担当課室 :

対象年度		施設名称	
------	--	------	--

1 指定管理の状況

指定管理者	名 称	
	所在地	
指定期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	

2 指定管理業務の実施状況

施設の内容			
管理業務の実施状況			
職員体制	常勤職員： 人	非常勤職員： 人	合計 人

3 収支状況

(単位 : 千円)

		〇〇年度	前年度	前々年度
収入	指定管理料			
	利用料金収入			
	事業収入			
	その他			
	計			
支出	人件費			
	管理運営費			
	事業費			
	その他			
	計			
収支決算				

4 利用状況

年間利用者数	〇〇年度	前年度	前々年度

5 コスト削減・サービス向上に関する取組状況

コスト削減の取組	
サービス向上の取組	

6 管理運営業務の実施状況

項目	指定管理者の点検結果		県の点検結果	
	区分	特記事項	区分	特記事項
①適切な施設管理の履行				
②法令等の遵守状況				
③安全性の確保				
④財産の適切な管理				
⑤利用状況				
⑥収支状況				
⑦サービス向上				
管理運営業務全般				

[区分欄の内容]

A:予定していた業務水準を上回った。

B:予定していた業務水準を概ね実施した。

C:予定していた業務水準の一部が実施できなかつた。

D:予定していた業務水準を下回つた。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第 244 条の 3 略

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第 244 条の 4 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でな

い場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

附 則（平成15年法律第81号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に改正後の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

○指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成17年岡山県規則第134号）

(趣旨)

第1条 この規則は、知事が所管する公の施設の管理を別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定により指定管理者（当該規定に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合における指定管理者の公募、指定の申請及び事業報告書の提出（第五条において「公募等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募する場合には、次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

一 施設の概要

二 指定管理者が行う管理の基準

三 指定管理者が行う業務の範囲

四 指定管理者の指定の期間

五 管理運営費及び利用料金に関する事項

六 応募資格

七 指定の申請の方法

八 指定管理者の審査基準

九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（様式。次項において「指定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 別表の上欄に掲げる条例の同表の下欄に掲げる規定に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、指定管理者の指定を受けようとするものが地方公共団体である場合には、第一号及び第七号に掲げる書類とする。

一 施設の管理に係る収支予算書

二 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人その他の団体（次号において「法人等」という。）の事業計画書及び収支予算書

三 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下この号において「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあっては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあってはその設立時における財産目録とする。

四 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

五 法人にあっては、法人の登記事項証明書

六 役員の名簿

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後三十日以内に事業報告書を知事に提出しなければならない。ただし、指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して三十日以内とし、その報告の対象となる期間は、当該取消しの前日までとする。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

- 一 管理体制の状況
- 二 利用等の許可の状況
- 三 維持管理の業務の実施の状況
- 四 利用料金の収入及び減免の状況
- 五 管理に係る収支の状況
- 六 前各号に掲げるもののほか、管理に関し知事が必要と認める事項
(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、公募等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

○岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）抜粋

(県が出資その他財政支出等を行う法人の情報の公開)

第30条 県が出資その他財政支出等を行う法人であって、岡山県規則で定める要件に基づき実施機関が指定するもの（次条第一項において「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該法人が保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第31条 実施機関は、出資等法人に対し、前条に規定する措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

2 実施機関は、県又は当該実施機関の有する法令に基づく権限を適切に行使して、県が出資その他財政支出等を行う法人の保有する情報の収集及び公開に努めるものとする。

(指定管理者の情報の公開)

第32条 前二条の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

○「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」抜粋

（平成15年7月17日付総行行第87号各都道府県知事あて総務省自治行政局長通知）

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第244条の2第3項関係）
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
 - ① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
 - ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的な範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定することであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金は当該指定管理者の収入として收受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例で定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第244条の2第8項及び第9項関係）
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第244条の2第7項関係）

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、個々の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け總行情第91号總務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を探ることができないものであること。

○「地方公共団体における個人情報保護対策について」

(平成15年6月16日付け総行情第91号各都道府県知事・各指定都市市長あて総務省政策統括官通知)

今般、個人情報の保護に関する法律（以下「基本法」という。）が、平成15年5月30日に法律第57号をもって公布され、公布の日から（一部の規定については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から）施行されることとなりました。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関法」という。）が、平成15年5月30日に法律第58号をもって公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなりました。

基本法は、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めるものです。行政機関法は、国の行政機関を対象とし、国の行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるものです。

基本法において個人情報保護に関する地方公共団体の責務等が定められたこと、及び行政機関法において国の行政機関に係る個人情報保護法制が充実・強化されたことを踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の制定又は見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられますので、貴都道府県・指定都市におかれても下記の点に留意の上、個人情報の取扱いについて万全を期せられますようお願いいたします。

また、都道府県にあっては、区域内の市区町村にもこの旨通知の上、個人情報保護条例の制定又は見直しに関し、必要な助言、情報の提供等に努められますようお願いいたします。

記

第1 基本法関係

1 目的

基本法は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものであること（第1条）。

2 地方公共団体の責務・施策

- (1) 地方公共団体は、基本法の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すること（第5条）。
- (2) 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないものであること（第11条）。
- (3) 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものであること（第12条）。
- (4) 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならないものであること（第13条）。

3 施行期日

基本法は、公布の日から施行することとされていること。ただし、基本法第4章から第6章まで及び附則第2条から第6条までの規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

とされていること（附則第1条）。

第2 行政機関法関係

1 目的

行政機関法は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることからかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものであること（第1条）。

2 対象となる行政機関

行政機関法における「行政機関」とは、次に掲げる機関をいうものであること（第2条第1項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- ② 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち④の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- ③ 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関（⑤の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- ④ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- ⑤ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- ⑥ 会計検査院

3 施行期日

行政機関法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていること（附則第1条）。

第3 個人情報保護条例の制定又は見直しに当たっての留意事項

基本法及び行政機関法の規定の趣旨を踏まえ、個人情報保護条例を未制定である市町村にあっては、早急に条例制定に向けた取組みが必要である。具体的には、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成11年法律第133号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行日である平成15年8月25日を目途として条例が制定されることが望ましい。また、すでに個人情報保護条例を制定している団体にあっても、行政機関法の内容を踏まえた所要の見直しを検討することが適当である。

条例の制定又は見直しに当たっては、主に以下に掲げるような事項に留意する必要がある。

1 保護の対象とすべき個人情報の処理形態

多くの個人情報保護条例は、電子計算機の導入を契機として、専ら電子計算機処理に係る個人情報を対象として制定されており、電子計算機を用いない、いわゆる「マニュアル処理」（手作業処理）に係る個人情報については、保護の対象外としている条例が存在する。

個人情報の処理に伴う個人の権利利益の侵害の可能性は、マニュアル処理についても存在し、また、個人情報を収集する段階では、電子計算機による処理を行うかどうか必ずしも明らかでない場合があり、実際の事務処理においてはマニュアル処理に係る場面と電子計算機処理に係る場面とが連動しているために、両処理を明確に区分することが困難な場合が少なくない。また、国においても、行政機関法はマニュアル処理に係る個人情報も保護の対象としているところである。このような事情から、電子計算機処理に係る個人情報のみでなく、マニュアル処理に係る個人情報についても条例による保護の対象とする必要がある。

2 個人情報保護条例の対象機関の範囲

地方公共団体が保有する個人情報の保護対策は、個人情報の取扱いに伴って生じるおそれがある個人の権利利益の侵害を防止することを目的とするものであるから、基本的には、地方公共団体の各機関の間で保護対策を講ずる必要性が異なるところはないものと考えられる。

現在、都道府県の個人情報保護条例において、実施機関としていない執行機関がある場合には、個人情報の適切な保護の必要性は都道府県の各機関によって異なるものではないこと、行政機関法においても原則としてすべての行政機関を対象としていること等から、各都道府県においては、実施機関としていない執行機関についても、当該執行機関と十分協議の上、個人情報保護条例の対象としていくことが望ましい。

3 自己情報の開示・訂正等・利用停止に関する規定

(1) 自己情報の開示請求権

地方公共団体が保有する個人情報は、各種行政運営の基礎データとなるものであり、また、その正確性が個人の権利利益に關係する場合も多いものと考えられる。

したがって、不正確な情報によって個人が不測の不利益を被ることを事前に防止するとともに、住民の不安感を払拭するためには、地方公共団体が保有している個々の個人情報について、原則として本人がその存在及び内容を確認できるようにすることが必要である。

(2) 自己情報の訂正等の請求権

地方公共団体が保有する個人情報の中には、当該団体が行う行政処分の基礎となるものがある。このような個人情報に関して事実に誤りがあり、それに基づいて誤った行政処分が行われた場合には、不服申立てや行政事件訴訟等当該行政処分に係る既存の争訟制度によってその救済を図ることとなる。

しかしながら、行政処分が行われる以前の段階で、今後行われるであろう行政処分の基礎となる個人情報の事実の誤りや欠落について、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）をすることができれば、住民にとつても誤った事実に基づいた行政処分を受けることを回避できるという利点がある。また、行政処分に結び付かない事実の誤り・欠落であっても、個人の権利利益の保護の観点からその誤り等について訂正等をする意義はあるものと考えられる。このような目的を達成するため、開示請求により開示を受けた者について、自己情報の訂正等の請求を行うことを認める必要がある。

(3) 目的外利用等の際の利用停止請求権

個人情報保護条例における個人情報の適正な取得、利用、提供等の取扱いに関する規範の実効性を担保するため、許容限度を超えた個人情報の目的外での利用又は外部提供が行われている場合、個人情報の取得が適正な方法で行われなかつた場合等に、開示請求により開示を受けた者が、自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求を行うことを認める必要がある。

従来、利用停止請求権に関する規定が設けられていたのは一部の個人情報保護条例にとどまっていたところであるが、今般、行政機関法において利用停止請求権に関する規定が整備されたことからも、個人情報保護条例における関係規定の整備が必要である。

4 外部委託に関する規制

地方公共団体が個人情報の取扱いを外部に委託しようとする場合には、委託先において個人情報の漏えい等の問題が生じないようあらかじめ適切な措置を講じておくことが必要である。従来、個人情報の外部への漏えい等に関する事案の多くが、委託先からのものであったことから、外部委託に関する規制を設けることは重要である。このため、個人情報保護条例に、個人情報の保護に関して必要な事項を委託契約に盛り込むことを義務付ける等、委託先においても個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講ずることを当該地方公共団体に義務付ける等の規定を設けることとすべきである。

また、受託者又は受託者であった者に対しては、受託業務に関して取扱う個人情報の安全確保について当該地方公共団体と同様の義務を負い、個人情報の漏えい防止等のために必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、受託事務従事者又は従事していた者に対しては、受託業務に関して取扱う個人情報の保護について当該地方公共団体の職員又は職員であった者が負う義務と同様の義務を課す旨の規定を設けることが適當である。

5 救済措置

(1) 不服申立て

自己情報の開示請求に対する決定、訂正等の請求に対する決定、利用停止請求に対する決定等の請求に係る処分に不服がある者は、行政不服審査法に基づき不服申立てを行うことができる。この不服申立てがあつたときに、当該不服申立てに対する裁決又は決定に当たつて、実施機関が審査会等の附属機関に諮詢しなければならない旨の規定を置くことが適当である。

(2) 苦情処理

個人情報の取扱いに関する救済手段について、不服申立てや訴訟によるよりも、簡易・迅速な手段として苦情処理の制度がある。個人情報保護に関しては、苦情処理によって問題の解決を図る方が適当な場合が多いと考えられるため、住民からの苦情に迅速・公正・柔軟に対応するための制度を設けることが適当である。

6 罰則

一般に、職員等の責務の履行の確保は、服務規律の確立、厳正な個人情報の取扱いの徹底等によることが基本となるものである。しかしながら、行政機関法においては、行政機関におけるIT化の進展状況にかんがみ、行政に対する国民からの信頼を確保するため国家公務員法の守秘義務違反等に係る罰則に加え、以下のような罰則を規定しているところである。

- ① 行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する（第53条）。
- ② 行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（第54条）。
- ③ 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（第55条）。

このような国における法整備の状況を踏まえ、各地方公共団体においても、関係機関と協議の上、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましい。

7 いわゆる「オンライン禁止規定」について

従来の個人情報保護条例の中には、地方公共団体の電子計算機システムを通信回線によって外部の機関と結合すること、通信回線を通じて外部へ個人情報を提供すること等を一律に禁止しているものが見受けられるところである。しかしながら、ネットワークを活用した情報処理がIT社会の実現に向けて不可欠であることに鑑み、一律に禁止をするのではなく、提供の目的、利用形態や権利利益の侵害のおそれ、受領者側における保護措置の状況等を個別に検討した上で提供の可否を決定すべきである。このことから個人情報保護条例において一律にオンライン結合を禁止している場合には、早急な規定の見直しが必要である。